

鳥取県告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月2日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|-------------|-------------------|----------------|-----------|----------|
| 社会福祉法人トマトの会 | ヘルパーステーショントマトゆりはま | 東伯郡湯梨浜町大字龍島500 | 平成24年3月1日 | 介護予防訪問介護 |